

# 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和3年5月19日  
国立大学法人福岡教育大学

国立大学法人福岡教育大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」（以下「ガイドライン」という。）ほか公的研究費の不正使用防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針等及び国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程等学内規則を遵守し、以下の基本方針を定め、公的研究費の不正使用の防止に努めます。

## 1 責任体制の明確化

本学は、不正使用防止対策に関する責任体制の明確化を図ります。

## 2 ルールの明確化・統一化

本学は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確かつ統一的に運用し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図ります。

## 3 職務権限の明確化

本学は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定めます。

## 4 関係者の意識向上

本学は、ガイドラインが求める公的研究費の適正な使用に関する行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施、ルールの理解度の確認及び誓約書等の徴取を行うことで、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識向上を図ります。

## 5 不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学は、不正を誘発させる要因の把握に努め、不正要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を确实かつ継続的に実施します。

## 6 公的研究費の適正な運営・管理

本学は、適正な予算執行を行うことができるよう、チェック機能が実効的に働くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行います。

#### 7 情報の共有化と情報発信の推進

本学は、ルールが適切に情報共有・共通理解される体制の構築に努め、広く学内外に発信します。

#### 8 モニタリング・監査体制の構築と実施

本学は、不正発生時の早期発見及び不正の抑止のためのモニタリング体制の検討・構築と、本学の不正防止に関する各種規程やルールに沿って手続きが行われていることを確認する監査体制を構築し、適切に実施します。